

〔部会研究〕

養護施設の運営に関する研究

(部会長)

研究第7部

高橋 種昭

(部会員)

研究2第部

沢田 啓司

研究第5部

網野 武博

研究第7部

吉沢 英子

研究第9部

中 一 郎

管理部

福島 和夫

大正大学

重田 信一

三光塾

側垣 雄二

東京育成園

長谷川 重夫

二葉学園

村岡 末広

I 研究目的

養護施設の機能は、戦後の急激な社会の変動に伴い、大きな変化を遂げている。つまり対象となる在所児童も、従来多かった両親のいないケースの占める割合は、年と共に減少し、両親の離婚や行方不明により養育困難に陥ったケースや、母親の入院治療の為に一時的に収容を必要とするようなケースがふえてきている。それに伴って、在所期間や在所児童の年齢、あるいは退所後の引取り先などにもかなりの変化がみられる。要するに、養護施設の使命そのものに大きな変化がみられるわけである。人々の社会養護そのものに対する期待も、戦前とは全く違ったものになり、まさしく「権利としての福祉」という考えに立って養護施設がみられるようになってきている。

また、施設の側における条件も、その使命観や児童観をはじめとして、勤務体制や運営管理など、全てにわたって変ってきている。そして、新しい使命を背負った養護施設を、その使命をになうにふさわしいものにするべく努力がなされているのが現状である。今回の研究は、そうした養護施設の現状をとらえ、如何様に養護施設が現在運営されているかを知ろうとするものである。

II 研究方法

(1) 対 象：全国の養護施設 522 か所

(2) 方 法：質問紙法

(3) 回答対象者：施設長あるいは幹部職員

(4) 調 査 日：昭和51年5月1日現在

(5) 質問紙の項目：

① 設置主体、経営主体

② その他の施設の併設状況

③ 敷地、設備

敷地面積

建物面積

寮舎形態

児童の居室の状況

④ 職員の状況

定員、現員

施設長の状況

児童指導員、保母の状況

職員組織の状況

就業規則

⑤ 施設の財源確保状況

⑥ 児童の状況

定員及び現員

現員の年齢別、就学別状況

現員の主たる入所理由

・特別な処遇を必要とするいわゆる問題児の現員数

退所児童の退所理由と在籍期間

アフターケアの状況

⑦ 家族との関係

⑧ 地域との関係

地域活動の実施状況
施設の開放事業

Ⅲ 研究結果、考察

第1表は、質問紙の回収状況を地域別に表にしたものである。ブロックの内容は、下記の如きもので、全国を北から南に6つの地域に分けたものである。

Aブロック…北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、

Bブロック…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

第1表 調査施設及び回答施設の状況

	調査施設数	回答施設	回答率
Aブロック	54	38	70.37
B	118	67	56.78
C	84	48	57.14
D	106	52	49.06
E	72	57	79.0
F	88	52	59.09
合計	522	314	60.15

Cブロック…新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

Dブロック…三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

Eブロック…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

Fブロック…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(1) 設置主体、経営主体について

養護施設の設置主体が、圧倒的に民間の社会福祉法人であることは、以前と全く変わらなく、今回の調査結果をみても80%以上が社会福祉法人によって経営されている(第2表)。公立は、約10%に過ぎない。なお、その他の3か所の施設は、設置主体が都道府県で、経営主体が、社会福祉法人となっている。何れにしても、養護施設のほとんどは、民間の手によって設置され経営されており、したがって、家庭で養護できぬ児童の多くは、民間施設でその養護がなされているということがいえる。

(2) その他の施設の併設状況

養護施設の中には、他の種類の施設を併設しているような所もある。第3表に示すように併設施設をもつものは、全体の3割をこえ、その種類は多岐にわたっている。

第2表 設置主体、経営主体

	公	私	計	%
都道府県	11	0	11	3.5
指定都市	5	0	5	1.6
市町村	18	0	18	5.7
社会福祉法人	0	259	259	82.5
社団法人・財団法人	0	10	10	3.2
その他の法人	0	4	4	1.3
その他	0	7	※7	2.2
合計	34	280	314	100.0

※このうち、3か所は、設置主体が都道府県、経営主体が社会福祉法人の施設である。

中。中でも、保育所、老人ホーム、精神施設などが多い。こうした併設施設と養護施設との関係がどのようなものであるかについては、今回の調査では明らかにできなかったが、乳児院の養育との連続性、あるいは地域社会における福祉施設の総合的な役割など、その背景について明らかにする必要がある。

第3表 その他の施設の併設状況

	公	私	計	%
併設している	3	14	17	5.4
乳児院	0	15	15	※4.8
乳児院+その他の施設	3	68	71	※※22.6
その他の施設	28	178	206	65.6
併設していない	0	5	5	1.6
合計	34	280	314	100.0

その他の施設の内容

1位 2位 3位

※保育所(4) 老人ホーム(4) 診療所 (3)

※※保育所(4) 老人ホーム(2) 精神施設(2)

(3) 敷地、設備

イ 敷地面積、建物面積

児童を養護するにあたって、どれだけの敷地と建物が準備されているかということは、その養護の効果なり、影響なりを考える場合非常に重要な要素の一つとなるものである。子どもの行動が、その生活空間の広さによって大きな規制を受けることは、今さら述べるまでもなからう。今回の調査の結果をみると、施設1か所平均の敷地面積は、6,117.6㎡であり、1人当り94㎡である。最も多いのは、3,600~5,400㎡の規模のものである。

また、敷地面積と建物面積の比は、表に示す如く、2

第4表 敷地、設備 敷地面積

(㎡)	公	私	計	%
以上～1,200未満	2	31	33	10.5
1,200～1,800	1	25	26	8.3
1,800～2,700	8	43	51	16.2
2,700～3,600	1	40	41	13.1
3,600～5,400	6	55	61	19.4
5,400～9,000	6	35	41	13.1
9,000～18,000	4	26	30	9.6
18,000～	5	22	27	8.6
N A	1	3	4	1.3
合 計	34	280	314	100.1

施設1か所当り平均敷地面積 6,117.6㎡

児童1人 94.0㎡

第5表 敷地面積と建物面積の比

(敷地面積：建物面積1)	計	%
以上～1.5：1未満	27	8.6
1.5～2.0：1	31	9.9
2.0～3.0：1	61	19.4
3.0～4.0：1	63	20.1
4.0～6.0：1	52	16.6
6.0～10.0：1	48	15.3
10.0～	28	8.9
N A	4	1.3
合 計	314	100.1

(参考)

児童1人当り建物面積19.5㎡

第6表 寮舎形態

※	ブロック	A	B	C	D	E	F	公	私	計	%
小	舎 制	1	6	3	4	2	0	2	14	16	5.1
中	舎 制	7	19	14	9	10	11	10	60	70	22.3
大	舎 制	18	23	26	31	33	27	19	139	158	50.3
併	用	10	13	4	5	12	12	3	53	56	17.8
N	A	2	6	1	3	0	2	0	14	14	4.5
合	計	38	67	48	51	57	52	34	280	314	100.0

※小舎制は1棟10名以内(最低6名)

中 25名以内

大 26名以上(最高100名)

：1～3：1のものが多く、中には10：1を越えるものがある一方では、1.5：1にも満たないものがあるといったように、その割合は様々である。児童1人当りの平均建物面積は19.5㎡であり、現在の実質的な最低基準(13.2㎡)の約1.5倍となっていることは、今後の設備基準を考える上で参考となろう。現在のように地価が上がり、広い土地を求められなくなった段階で望ましい敷地面積を示すことには限界がある。1万㎡をこえる敷地面積をもつ施設などは非常に恵まれているといえよう。

寮舎形態

寮舎の形態をみると、大舎制をとっている所が圧倒的に多く、小舎制は極めて少ない。特にAとFブロックに少なく、わずが一例をみるだけである。中舎制と大舎制を合計すると73%になり、現在の養護施設は、ほとんど、中～大舎という形態をとっているといえる。児童の養護において、小舎制のよさなり、利点というものが、さかんに言及されているにもかかわらず、現状はむしろその逆をいって減少しているといえよう。

このことは、当然職員の勤務体制と深いかわりをもっており、今後の大きな課題となろう。

居室の状況

まず、児童居室のグルーピングからみると、小舎制の場合には、やはり、縦わりが多く、中舎、大舎となるにしたがって少なくなっている。横わりという同年齢集団による養護は、大舎制の場合、特に多くみられる。

次に、幼児居室の有無、一室当りの定員、一室1人当りの面積についてみると、幼児居室ありとするものが約76%と多く、4以上の施設が幼児居室をもっていることがわかる。一室の定員は、平均7.3人であり、5～6

第7表 児童居室のグループニング

グループニング	寮舎形態	小舎制	中舎制	大舎制	併用	N A	合計	%
縦	わ	8	26	49	19	5	107	34.1
横	わ	4	15	40	4	3	66	21.0
併	用	3	28	65	32	3	131	41.7
N	A	1	1	4	1	3	10	3.2
合	計	16	70	158	56	14	314	100.0

※主として幼児から年長児までのグループニング

※※主として同年齢層のグループニング

第8-1表 幼児居室の有無

	公	私	計	%
有	22	218	240	76.4
無	11	47	58	18.5
N A	1	15	16	5.1
合 計	34	280	314	100.0

第8-2表 同有りの場合の一室定員

定員(人)	公	私	計	%
1~4	4	25	29	11.9
5~6	4	67	71	29.1
7~8	4	42	46	18.9
9~10	5	27	32	13.1
11~	2	32	34	13.9
不 定	0	3	3	1.2
N A	4	25	29	11.9
合 計	23	221	244	100.0

一室定員の平均7.3人

※重複が4か所ある

第8-3表 同有りの場合の一室1人当りの面積

面積	公	私	計	%
以上~2.5未満	4	20	24	10.0
2.5~2.9	2	33	35	14.6
2.9~3.3	0	33	33	13.8
3.3~3.7	4	28	32	13.3
3.7~4.1	1	22	23	9.6
4.1~5.3	2	31	33	13.8
5.3~	1	22	23	9.6
N A	8	29	37	15.4
合 計	22	218	240	100.1

幼児一人当りの面積の平均3.8㎡

人が最も多く、次いで、7~8人、11人、9~10人であり、10人以上の施設がかなり多くみられる。1人当りの面積も、平均で3.8㎡であり、2~5㎡の間にそのほとんどが入っている。2.5㎡以下は10%、5.3㎡以上は10%弱であり、平均3.8㎡という数字は、一般家庭の子ども部屋の広さに比べれば、かなり狭いといえよう。

同じように学童の居室についてみると、「あり」とするものが幼児より多く、約91%であり、なしとするもの

は5%に過ぎない。一室当りの定員は、幼児より約1人少なく、6.4人となっており、1人当りの面積も0.1㎡幼児より広がっている。定員では、幼児と同様5~6人が最も多く、9人以上というように多人数のケースも20%近くみられる。1人当りの面積についても大体幼児の場合と同様であるが、年齢、体長の違いからやや広い面積を与えている施設が、幼児の場合に比べると多いといえよう。

第9-1表 学童居室の有無

	公	私	計	%
有	32	253	285	90.8
無	2	15	17	5.4
N A	0	12	12	3.8
合 計	34	280	314	100.0

第9-2表 同有りの場合の一室定員

定員(人)	公	私	計	%
1~3	2	24	26	9.0
4	7	35	42	14.5
5~6	7	69	76	26.2
7~8	11	42	53	18.3
9~10	3	26	29	10.0
11~	2	21	23	7.9
不 定	0	23	23	7.9
N A	1	17	18	6.2
合 計	33	257	290	100.0

一室定員の平均6.4人

※重複が5か所ある

第9-3表 同有りの場合の一室1人当りの面積

面積(㎡)	公	私	計	%
1.9以上	2	20	22	7.7
~2.5未満	3	24	27	9.5
2.5~2.9	6	39	45	15.8
2.9~3.3	4	33	37	13.0
3.3~3.7	1	29	30	10.5
3.7~4.1	2	47	49	17.2
4.1~5.3	5	29	34	11.9
5.3~	9	32	41	14.4
N A	9	32	41	14.4
合 計	32	253	285	100.0

1人当りの面積の平均3.9㎡

第10-1表 年長児*居室の有無

	公	私	計	%
有	6	90	96	30.6
無	28	163	191	60.8
N A		27	27	8.6
合 計	34	280	314	100.0

*義務教育終了児

第10-2表 同有りの場合の

一室定員

定員(人)	公	私	計	%
1	1	16	17	17.7
2	1	37	38	39.6
3~4	3	21	24	25.0
5~6	0	7	7	7.3
7~8	0	1	1	1.0
N A	1	8	9	9.4
合 計	6	90	96	100.0

一室定員の平均2.7人

第10-3表 同有りの場合の

一室1人当りの面積

面積 (㎡)	公	私	計	%
以上~3.3未満	1	9	10	10.4
3.3~4.1	1	12	13	13.5
4.1~5.3	0	17	17	17.7
5.3~6.6	1	14	15	15.6
6.6~9.9	1	19	20	20.8
9.9~	0	11	11	11.5
N A	2	8	10	10.4
合 計	6	90	96	99.9

1人当りの面積の平均6.1㎡

次に、中学生以上の年長児の居室についてみると、「あり」とするものは、幼児、学童に比べるとはるかに少ないが、「あり」とする場合の条件は、かなりよくなっている。一室の定員も平均が2.7人で、2人が最も多く約40%を占め、5人以上のものは、わずか8%に過ぎない。面積も、平均が6㎡と幼児、学童より倍近い広さが与えられている。中学生以上の子どもの年齢を考えれば、こうした定員や広さも当然といえるかもしれないが、居室を与えられているものが30%という数字であることを考えれば、まだまだ条件としては理想からはほど遠いところにあるといえよう。入所児童の1人当りの居室面積の基準は一律に考えず、幼児、学童、年長児別に定める必要がある。幼児についても現行の最低基準(2.47㎡)以上を考慮すべきであろう。

(4) 職員の状況

イ 施設長の状況

まず、年齢についてみると、45歳未満のものが10%強、65歳以上のものが30%弱であり、50~54歳合が最も多いが、他の企業に比べると、その年齢構成は著しく高

第11-1表 施設長の年齢

年齢 (歳)	公	私	計	%
~39	2	8	10	3.2
40~44	2	24	26	8.3
45~49	8	38	46	14.6
50~54	14	39	53	16.9
55~59	4	34	38	12.1
60~64	1	45	46	14.6
65~70	1	46	47	15.0
71~	0	39	39	12.4
N A	2	7	9	2.9
合 計	34	280	314	100.0

い方に偏っているということがいえよう。ここに、私立の多い養護施設のひとつの特徴がみられる。すなわち、65歳以上といえ、他の企業では、当然第一線を退く年齢であるが、そうした人々がまだ30%近くも現職にあるところに施設の経営体制の特徴があるといえるのではなからうか。

第11-2表 施設長の平均勤務年数

	公	私
男	4.2年	13.9
女	(1人)28.0	13.5
計	4.8	13.8

総平均 12.9年

第11-3表 施設長の学歴

	男	女	計	%
義務教育終了	17	3	20	6.4
旧中・高校卒	54	38	92	29.3
旧高専・短大・大学卒	53	31	84	26.9
大学院卒	8	0	8	2.6
N A	8	2	10	3.2
合 計	240	74	314	100.1

第11-4表 施設長以外の兼職の有無

	男	女	計	%	公	私
有り	79	22	101	32.2	5	96
無し	119	37	156	49.7	23	133
N A	42	15	57	18.2	6	51
合計	240	74	314	100.0	34	280

学歴は、大学卒程度が約59%、高校卒程度が約30%、義務教育6%という数字が示す如く、大学卒が過半数を

占めている。施設長の兼職についてみると、「あり」とするものが約30%であり、私立施設に多い。兼職の内容は、他施設の理事、団体の役員、他職、保育所長、修道院長、評議員、保護司、幼稚園長などである。

□ 児童指導員、保母の状況

児童指導員と保母の専門資格所有率は、児童指導員の場合は、100%の施設が約61%、60%未満の施設が14%、保母の場合は、100%の施設は33%、60%未満の施設は16%であり、児童指導員の場合の方が、有資格率は高い。平均年齢は、当然のことながら児童指導員の方が高く、30歳未満の指導員は、約30%に過ぎない。逆に、保母の方は30歳未満が約60%を占めている。指導員の場合、私立の施設では、特に高年齢のものが多く、40歳以上の年齢の指導員が約1/4の割合で勤務している。

第12-1表 児童指導員の専門資格所有率

(%)	公	私	計	%
以上～60.0未満	4	40	44	14.0
60.0～70.0	3	21	24	7.6
70.0～80.0	0	14	14	4.5
80.0～90.0	1	15	16	5.1
90.0～100.0	0	3	3	1.0
100.0	23	169	192	61.2
不 明	3	18	21	6.7
合 計	34	280	314	100.1

第12-2表 保母の専門資格所有率

(%)	公	私	計	%
以上～60.0未満	0	49	49	15.6
60.0～70.0	0	27	27	8.6
70.0～80.0	2	43	45	14.3
80.0～90.0	5	53	58	18.5
90.0～100.0	0	19	19	6.1
100.0	26	77	103	32.8
不 明	1	12	13	4.1
合 計	34	280	314	100.0

平均勤続年数は、児童指導員が長く10年以上の勤続者は、指導員の場合は40%以上であるのに比べ、保母の場合は、20%をわずかにこえる程度である。そして、5年未満のものが過半数を占めている。特に私立の施設の保母に勤続年数の短いものが多く、2～3年のものが、公立に比べはるかに多いのが目立つ。逆に、指導員の場合は、私立の方に勤続年数の長いものが多い。これらのことは、保母が比較的若い年齢で他の職種に移ったり、退

第13-1表 児童指導員の平均年齢

(歳)	公	私	計	%
以上～25.0未満	3	21	24	7.6
25.0～30.0	13	54	67	21.3
30.0～35.0	5	67	72	22.9
35.0～40.0	6	54	60	19.1
40.0～45.0	5	29	34	10.8
45.0～	1	40	41	13.1
N A	1	15	16	5.1
合 計	34	280	314	99.0

第13-2表 保母の平均年齢

(歳)	公	私	計	%
以上～25.0未満	4	62	66	21.0
25.0～30.0	14	108	122	38.9
30.0～35.0	9	69	78	24.8
35.0～40.0	2	14	16	5.1
40.0～45.0	2	7	9	2.9
45.0～	1	5	6	1.9
N A	2	15	17	5.4
合 計	34	280	314	100.0

第14-1表 児童指導員の平均勤続年数

(年)	公	私	計	%
以上～2未満	5	17	22	7.0
2	8	28	36	11.5
3～5	8	42	50	15.9
5～7	4	49	53	16.9
7～10	1	66	67	21.3
10～15	4	40	44	14.0
15～	2	23	25	8.0
N A	2	15	17	5.4
合 計	34	280	314	100.0

第14-2表 保母の平均勤続年数

(年)	公	私	計	%
以上～2未満	1	27	28	8.9
2	4	40	44	14.0
3～5	11	92	103	32.8
5～7	7	49	56	17.8
7～10	6	45	51	16.2
10～	4	11	15	4.8
N A	1	16	17	5.4
合 計	34	280	314	99.9

職している傾向を示すものと思われる。

次に、児童指導員と保母の定数についてみると、第15表に示すように、平均は6:1で、児童6人について指導員、保母が1人という定数が確保されている。幼児、学童など年齢別の定数については確かな結果は得られなかったが、平均が学童についての定数にすぎなかったことは問題として残される。

なお、この定数の問題を男子指導員と女子指導員・保母との比率を考慮して考えるならば、施設によっては、この両者の比率が必ずしも望ましい状態にあるとはいえない例もあるので、今後は、こうした条件も考慮して、定数について調査する必要がある。

第15表 児童指導員（女性を含む）と保母の定数

(※)	公	私	計	%
以上～4:1未満	2	6	8	2.6
4～5:1	1	23	24	7.6
5～6:1	7	87	94	29.9
6～7:1	8	110	118	37.6
7～:1	9	38	47	15.0
不 明	7	16	23	7.3
合 計	34	280	314	100.0

※児童数：児童指導員・保母1

平均6:1

第16-1表 児童指導員、保母の居住状況

(施設数)	公	私	計	%
1. 児 童 寮 舎 内 住 込 制	0	27	27	8.6
2. 敷 地 内 宿 舎 住 込 制	2	26	28	8.9
3. 通勤制(敷地外宿舎からを含む)	23	58	81	25.8
1と2	1	5	6	1.9
1と3	0	33	33	10.5
4. 併 用 制 2と3	5	62	67	21.3
1と2と3	0	25	25	8.0
不 明	2	42	44	14.0
5. そ の 他	1	1	2	0.6
N A	0	1	1	0.3
合 計	34	280	314	99.9

第16-2表 児童定員規模別居住状況

①	②	③	④	計
6	13	1	7	27
8	7	7	6	28
26	37	7	11	81
1	3	0	2	6
12	8	7	6	33
15	23	15	14	67
3	10	6	6	25
13	9	8	14	44
1	0	1	0	2
1	0	0	0	1
86	111	52	66	314

※①定員～49人 ②定員50～69人

③ 70～89人 ④ 90人～

第17-1表 児童指導員、保母の勤務形態

	公	私	計	%
1. 宿直制	17	117	134	42.7
2. 二交替制 (日勤と変則夜勤)	9	68	77	24.5
3. 三交替制 (日勤と準夜勤、夜勤)	3	11	14	4.5
4. その他	4	70	74	23.6
1と2	0	1	1	0.3
5. 併 用 1と3	1	0	1	0.3
1と4	0	3	3	1.0
不 明	0	0	0	0
N A	0	10	10	3.2
合 計	34	280	314	100.1

第17-2表 児童定員規模別勤務形態

①	②	③	④	計
37	48	21	28	134
25	26	11	15	77
6	4	1	3	14
16	26	17	15	74
0	1	0	0	1
0	0	1	0	1
0	2	0	1	3
0	0	0	0	0
2	3	1	4	10
86	110	52	66	314

※①定員～49人 ②定員50～69人

③ 70～89人 ④ 90人～

児童指導員、保母の居住状況についてみると、かつてのような児童寮舎内住込み制のみを採用している施設は10%に満たない。敷地内宿舍住込み制を含めると17.5%である。通勤制をとっている所は非常に多く、敷地内宿舍住込み制との併用も含めると70%近くに及んでいる。現在の養護施設では、児童と24時間生活を共にするという形での養護は、きわめてわずかな施設で行なわれているに過ぎない。一方施設の児童定員規模別に居住状況を見ると、通勤制のみをとっている所は、定員70人以上の施設より、69人以下の規模の施設に多いことが示されている。

この居住形態は、勤務形態とも密接に関係があるので、次に勤務形態についてみると、宿直制をとるものが最も多く、43%を占め、交替勤務制をとるものは、約30%である。交替制の中では、2交替制がその8割を占めている。勤務形態の場合は、施設の児童定員規模別にみて、その他の勤務形態が70人以上の規模の施設にやや多

いことを除き、ほとんど関係がみられない。

養護施設の中の職員組織をみると、最も多いのは、職員親睦会、互助会をつくっているもので56%であり、労働組合が組織されているところは約16%である。しかし、公立と私立とでは、労働組合の組織率は非常な違いがあり、公立の場合は、大半の施設に労働組合がつくられているのに比べ、私立の場合は、わずか1割に満たない状態である。しかし、就業規則は、公立は言うまでもなく、私立もほとんどの施設でつくられている。そして、その8割以上は労働基準監督署に届けでている。

(6) 施設の財源確保状況

私立の養護施設の財源確保状況をみると、国の措置費が、全体の財源の80%以上を占める施設が大半を占め、80%をきる施設は15%である。その他の財源としては、その占める割合は、現在では非常に少なくなっているが地方自治体からの措置費外援助、寄付金や共同募金などの順になっている施設が多い。寄付金や共同募金等の財

第18—1表 職員組織の状況

	公	私	計	%
1. 職員親睦会、互助会	6	170	176	56.1
(有) 2. 労働組合	13	16	29	9.1
3. その他	0	7	7	2.2
1 と 2	14	6	20	6.4
1 と 3	0	1	1	0.3
不明	0	9	9	2.9
無し	1	69	70	22.3
N A	0	2	2	0.6
合 計	34	280	314	100.0

第18—2表 就業規則の状況

	私立	%
(有) 労働基準監督署に届け出ている	231	82.5
施設内で取り決め届け出していない	34	12.1
不明	8	2.9
無し	4	1.4
N A	8	1.1
合 計	280	100.0

第19表 施設の財源確保状況

〔一表〕 国の措置費

財源の割合(%)	私立	%
以上～60.0未満	5	1.8
60.0～70.0	11	3.9
70.0～80.0	27	9.6
80.0～90.0	79	28.2
90.0～95.0	98	35.0
95.0～100.0	53	18.9
N A	7	2.5
合 計	280	99.9

〔二表〕 地方自治体からの措置費外援助

財源の割合(%)	私立	%
0	39	13.9
以上～1.0未満	28	10.0
1.0～3.0	63	22.5
3.0～5.0	51	18.2
5.0～10.0	31	11.1
10.0～20.0	34	12.1
20.0～40.0	24	8.6
40.0～80.0	0	0.0
80.0～	1	0.4
N A	9	3.2
合 計	280	100.0

〔三表〕 寄付金・共同募金等

財源の割合(%)	私立	%
0	15	5.4
以上～1.0未満	33	11.8
1.0～3.0	69	24.6
3.0～5.0	69	24.6
5.0～10.0	61	21.8
10.0～20.0	14	5.0
20.0～40.0	5	1.8
40.0～60.0	1	0.4
N A	13	4.6
合 計	280	100.0

源が5%以上の私立施設は約3割を占めている。したがって、公費以外の財源の確保も私立施設にとつて大きな意味をもっているといえよう。

(6) 児童の状況

児童定員まず全国の平均をみると、50～69名定員が最も多く35%で、次いで、49名までが27%、以下90人以上が21%、70～89人が約17%の順である。施設平均は、65.2人である。

第20表 児童定員

(人)	(ブロック)	A	B	C	D	E	F	計	%	公立	私立
① 0～49		3	17	17	19	18	12	86	27.4	6	80
② 50～69		18	22	21	15	18	16	110	35.0	17	93
③ 70～89		8	12	6	6	10	10	52	16.6	2	50
④ 90～		9	16	4	12	11	14	66	21.0	9	57
合計		38	67	48	52	57	52	314	100.0	34	280

一施設平均65.2人

これをブロック別にみると、Cブロック(中部～新潟)に大規模の施設が少ない以外は、地域差はみられない。公・私立を比較してみると、私立に49名以下の小規模のものが及び70～89人規模のものが割合高く、公立に50～69人規模のものが及び90人以上の大規模のものの割合が高い。

入所理由についてみると、保護者の死亡は、全体で7.7%と低く、多い順にあげてみると、保護者の家出、行方不明約23%、離婚、別居約13%、長期療養、入院15%、養育不安約8%就労、経済問題7%の順である。この数字をみてもわかるように、現在養護施設に措置され

る子どものほとんどは、保護者の死亡によるものではなく、実父母が生存しているにもかかわらず、養育不可避な状態におかれている子どもであり、過去の調査資料と比較すると、その傾向はますます顕著になっている。養護施設がかつての孤児院とは性格を異にした施設として新しい役割を担いつつあることは、こうした数字をみても明らかである。

入所理由をブロック別にみると、家出、行方不明は、B、D地域に非常に多く、C、E地域には少ないし、離婚、別居は、B、F地域に少なく、C、E地域に多いというような傾向がみられる。その他では、長期療養、入院を理由とするものが、D、E地域に少なく、A、B、

第21表 入所理由

(ブロック)	A		B		C		D		E		F		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
保護者の死亡	169	7.0	246	8.6	173	7.2	204	7.2	215	7.0	251	8.5	1,358	7.7
家出・行方不明	481	20.0	1,178	29.3	501	16.6	728	25.8	485	15.9	608	20.5	3,981	22.5
児童遺棄	16	0.7	96	2.4	99	4.1	94	3.3	74	2.4	51	1.7	430	2.4
離婚・別居	479	20.0	577	14.3	541	22.4	588	20.8	695	22.7	498	16.8	3,378	19.1
長期拘禁	72	3.0	131	3.3	81	3.4	83	2.9	132	4.3	34	1.2	533	3.0
就労・経済問題	182	7.6	193	4.8	179	7.4	239	8.5	265	8.7	181	6.1	1,239	7.0
長期療養・入院	428	17.8	668	16.6	338	14.0	332	11.8	382	12.5	512	17.2	2,660	15.0
母親の出産	12	0.5	0	0.0	7	0.3	9	0.3	13	0.4	3	0.1	44	0.3
保護者の児童虐待・酷使	59	2.5	113	2.8	63	2.6	78	2.8	68	2.2	40	1.4	421	2.4
児童放任・怠惰	133	5.5	140	3.5	95	3.9	100	3.5	131	4.3	135	4.6	734	4.2
養育不安	144	6.0	286	7.1	162	6.7	151	5.4	239	7.8	383	12.7	1,365	7.7
その他	215	8.8	223	5.5	113	4.7	124	4.4	198	6.5	208	7.0	1,077	6.1
N/A	15	0.6	74	1.8	67	2.8	91	3.2	163	5.3	63	2.1	473	2.7
合　　計	2,401	100.0	4,025	100.0	2,419	100.1	2,821	99.9	3,060	100.0	2,967	99.9	17,693	100.1

F地域に多くみられる。他の理由については、地域差はみられない。B、D地域とは、東京、大阪とその周辺の県であり、大都市における家族生活の特徴がこうした面にもあらわれているといえよう。

ハ 入所児童の年齢別、就学別状況

年齢別に入所児童をみると、小学生が約45%で半数近くを占め、中学生約27%、3歳以上の幼児約19%、高校生約4%、3歳未満児約4%、就職など約1%と続き、現在の養護施設が小学生中心であることがわかる。(表22)

第22-1表 就学状況

	3歳未満児	3歳以上幼児	小学生	中学生	高校生	就職等	計
%	3.7	19.2	45.3	26.9	4.4	0.7	100.2

第22-2表 3歳未満児

(%)	公	私	計	%
0	17	69	86	27.4
以上～2未満	1	18	19	6.1
2～3	2	46	48	15.3
3～4	3	28	31	9.9
4～5	1	27	28	8.9
5～7	3	35	38	12.1
7～10	2	33	35	11.2
10～	5	16	21	6.7
N A	0	8	8	2.6
合 計	34	280	314	100.0

第22-3表 3歳以上幼児

(%)	公	私	計	%
0	6	10	16	5.1
以上～7未満	8	17	25	8.0
7～10	4	18	22	7.0
10～15	3	44	47	15.0
15～20	6	62	68	21.7
20～25	3	53	56	17.8
25～30	2	27	29	12.4
30～50	2	30	32	10.2
50～	0	7	7	2.2
N A	0	2	2	0.6
合 計	34	280	314	100.0

第22-4表 小学生

(%)	公	私	計	%
0	3	4	7	2.2
以上～34未満	3	30	33	10.5
34～42	8	42	50	15.9
42～46	3	50	53	16.9
46～50	3	51	54	17.2
50～55	7	59	66	21.0
55～60	6	28	34	10.8
60～	1	14	15	4.8
N A	0	2	2	0.6
合 計	34	280	314	99.9

第22-5表 中学生

(%)	公	私	計	%
0	1	7	8	2.6
以上～34未満	2	32	34	10.8
34～42	3	37	40	12.7
42～46	2	60	62	19.8
46～50	5	56	61	19.4
50～55	9	36	45	14.3
55～60	5	33	38	12.1
60～	7	17	24	7.6
N A	0	2	2	0.6
合 計	34	280	314	99.9

第22-6表 高校生等

(%)	公	私	計	%
0	14	70	84	26.8
以上～2未満	2	18	20	6.4
2～3	1	31	32	10.2
3～5	5	55	60	19.1
5～8	4	45	49	15.6
8～12	3	30	33	10.5
12～16	3	12	15	4.8
16～	2	5	7	2.2
N A	0	14	14	4.5
合 計	34	280	314	100.1

第22-7表 就職等

(%)	公	私	計	%
0	30	200	230	73.3
以上～2未満	1	26	27	8.6
2～4	1	23	24	7.6
4～	2	9	11	3.5
N A	0	22	22	7.0
合 計	34	280	314	100.0

ニ 問題児の状況

児童の収容施設の機能が未分化な時代においては、養護施設の中に、精神薄弱児や非行児童などが収容されていたが、近年各種の施設の充実強化に伴って、それぞれ

— 1)

しかし、第22-2～7表をみるとわかるが、施設によって収容されている児童の年齢には大きな開きがみられ、幼児や学童の多い施設と、中高校生のように高年齢の児童を多く収容している施設とがある。

また、3歳未満児や高校生がゼロというような施設が、公立で約半数もあり、私立に低学齢児や高年齢児の在所率の低いことが特徴的である。

問題をもった児童は、その障害の種類に応じた施設に収容されるようになってきている。しかし、現在においても、養護施設にはまだまだ各種の障害なり、問題をもった児童が収容されているのが実状である。中には、環境

調整のために治療的效果を考慮して収容されるようなケースも少なくない。情緒障害児のような障害児の場合に、特にそうしたケースが多い。第23—1～5表をみると、現在の養護施設に収容されている各種の問題児や障害児の状況がわかるが、ほとんどの施設には、多かれ少なかれ問題をもった児童が収容されている。精神薄弱児の場

合には、定員の10%以上も収容されている施設が、約1割あるし、学業不振児の場合など、さらにその数は多くなり、10%以上収容されている施設は、約3割という数である。肢体不自由児の場合は、肢体不自由児養護施設も含まれている。

第23—1表 精神薄弱

(%)	公	私	計	%
0	13	70	83	20.6
以上 未満				
0.1～5.0	5	62	67	21.3
5.0～10.0	3	34	37	11.8
10.0～15.0	5	9	14	4.5
15.0	0	17	17	5.4
N A	8	88	96	27.4
合 計	34	280	314	99.9

第23—2表 学業不振

(%)	公	私	計	%
0	8	60	68	21.7
以上 未満				
0.1～5.0	6	20	26	8.3
5.0～10.0	3	29	32	10.2
10.0～15.0	2	26	28	8.9
15.0～30.0	4	36	40	12.7
30.0	3	21	24	7.6
N A	8	88	96	30.6
合 計	34	280	314	100.0

第23—3表 肢体不自由

	公	私	計	%
0	20	152	172	54.8
以上 未満				
0.1～5.0	6	36	42	13.4
5.0～10.0	0	3	3	0.9
10.0～15.0	0	1	1	0.3
N A	8	88	96	30.6
合 計	34	280	314	100.0

第23—4表 情緒障害

(%)	公	私	計	%
0	16	101	117	37.3
以上 未満				
0.1～5.0	7	49	56	17.8
5.0～10.0	2	25	27	8.6
10.0～15.0	0	8	8	2.5
15.0～	1	9	10	3.2
N A	8	88	96	30.6
合 計	34	280	314	100.0

第23—5表 非行

	公	私	計	%
0	17	108	125	39.8
以上 未満				
0.1～5.0	3	46	49	15.6
5.0～10.0	3	24	27	8.6
10.0～15.0	2	9	11	3.5
15.0～	1	5	6	1.9
N A	8	88	96	30.6
合 計	34	280	314	100.0

第23—6表 問題児のいる施設数

	公 立	私 立	計
施設数	26	192	218
比 率	76.5%	68.6	69.5

第23—7表 問題児に対する特別な処遇

	公	私	計
実施している	11	107	118
実施していない	15	83	98
N A	0	2	2
合 計	26	192	218

情緒障害と非行の場合は、10%以上収容している施設は、約5乃至6%となっている。こうした障害児、問題児のいる施設は公立では約77%、私立では約69%であるが、これらの児童に対して、特別な処遇がなされている施設は約半数（公立では約42%、私立では約56%）に過ぎない。

ホ 退所児童

次に退所の状況をみると、退所時の平均年齢は10歳であり、平均在籍期間は、3年5か月である（第24—1表）。

第24—1表 退所時の平均年齢・在籍期間

	(年・月)
退 所 時 の 平 均 年 齢	10.0
平 均 在 籍 期 間	3.5

退所理由は、就職、自立が約24%で最も多く、高齢児の退所理由に占める割合の高いことが示されている。次いで、保護者の養育態度好転による家庭引取が約23%、保護者の帰宅、家庭復帰による家庭引取、保護者の病気回復治癒による家庭引取がそれぞれ約10%、他の施設への入所と保護者の再婚による家庭引取がそれぞれ約9%の順で、養子縁組や里親委託は、1～2%に過ぎない。この数字をみてもわかるように、家庭引取が過半数を占めているわけである。つまり、現在の養護施設においては、大体3年前後収容された後、家庭に再び引取られる

第24—2表 退所理由

退 所 理 由	(実数)	(%)
保護者の養育態度好転による家庭引取	1,050	22.8
保護者の帰宅、家庭復帰による家庭引取	481	10.4
保護者の病氣回復治癒による家庭引取	466	10.1
保護者の再婚による家庭引取	411	8.9
親族による家庭引取	286	6.2
養子縁組による家庭引取	50	1.1
里親委託	98	2.1
他の施設に入所	419	9.1
就職・自立	1,116	24.2
その他	231	5.1
合 計	4,613	100.0

という経過をたどる児童が多い。

へ アフターケアの状況

児童の退所後のアフターケアがどのように行なわれているかをみると、その設備を設けている所は、26%であり、4分の3の施設には設けられていない。そして、アフターケアに必要な職員は約55%の施設は、「おいてない」と答えている(第25—1～2表)。特に公立の施設

第25—1表 アフターケアに必要な設備

	公	私	計	%
設けている	4	78	82	※26.1
設けていない	27	182	209	66.6
N A	3	20	23	7.3
合 計	34	280	314	100.0

※設けている設備の内容

宿泊施設、卒園者用居室

就職生職場訪問 他

第25—2表 アフターケアに必要な職員

	公	私	計	※
置いている {専任	1	2	3	1.0
※ {兼任	9	113	122	38.9
置いていない	21	150	171	54.5
N A	3	15	18	5.7
合 計	34	280	314	100.1

※置いている内容

専任—児童指導員2、ケースワーカー1

兼任—児童指導員(主任を含む)24

施設長26、保母(主任を含む)24

その他の施設職員1

に設けられていない所が多い。アフターケアの重要性については、常に論じられているにかかわらず、現状はまだ不十分な状態にある。というより、その余裕もないというのが多くの施設の実態であろう。

(7) 家族との関係

収容施設の児童の養護において、家族への働きかけの重要なことは、家庭の引取りを前提にするようになった養護施設の機能そのものが変化してきた今日においては、一層強くいえることである。そしてこのことは、児童相談所との関係をどのようにすすめていくかの課題とも重なってくる。今回の調査の結果をみると、施設自身が積極的に家族への働きかけを実施している所は、10%に満たない状態である。そして約64%は児童相談所と施設との協力の形で行なわれている。

家族ケースワークに必要な職員をおいているところは、35%と約4分の1の数であるが、その中で、専任の職員をおいている所は、わずか1%に過ぎない。そのほとんどは兼任である。兼任の場合、本務は、児童指導員が圧倒的に多く、施設長や主任保母が兼務している所が約50%である。

第26—1表 家族ケースワークの実施状況

	公	私	計	%
1. 児童相談所が実施	4	45	49	15.6
2. ケースにより、施設と児相が実施	14	188	202	64.3
3. 施設が積極的に実施	12	17	29	9.2
併用 { 1と2	0	5	5	1.6
{ 2と3	0	10	10	3.2
不明	0	2	2	0.6
N A	4	13	17	5.4
合 計	34	280	314	99.9

第26—2表 家族ケースワークに必要な職員

	公	私	計	%
置いている {専任	2	2	4	1.3
※ {兼任	6	101	107	34.1
置いていない	24	167	191	60.8
N A	2	10	12	3.8
合 計	34	280	314	100.0

※置いている内容

専任—ケースワーカー3、主任保母1

兼任—児童指導員(主任を含む)86

施設長26、保母(主任を含む)24

その他の施設職員1

これらのことからみても、家族ケースワークの業務のウェイトは児童相談所の方が高いとみてよかろう。むしろどのようなケースの場合に施設が積極的な家族ケースワークをすすめるべきかの問題の方が重要であるとも考えられる(第26—1～2表)。

(8) 地域との関係

開かれた施設ということが最近さかんにいわれており、地域に対して常に閉鎖的にならず、積極的に住民と手を結び、住民の中にとけ込み、地域の中における施設という性格を生み出していく努力がなされるようになってきていることは喜ばしいことである。今回の調査の対象となった施設の過半数が、地域活動に参加していると答えている所からみても、そうした動きというものが施設の側に定着しつつあることは明らかである。(第27—1表)。そして、地域の団体や人々に、半数近くの施設が建物や敷地を開放している(第27—2表)。しかし、まだ半数の施設が、地域活動に必ずしも積極的に参加しておらず、開かれた状態にあるとはいえない。この施設と地域社会との結びつきの強化ということは、結局は、児童を地域ぐるみ、社会ぐるみで養護することにつながり、児童の養護内容の発展充実のためには欠かせぬことであろう。

第27—1表 地域活動の実施状況

	公	私	計	%
実施している	5	24	29	9.2
1. 施設主催				
2. 他団体等共催に参加	8	94	102	32.5
1 + 2	5	64	69	22.0
実施していない	11	88	99	31.5
N A	5	10	15	4.8
合 計	34	280	314	100.0

第27—2表 施設の開放の状況

	公	私	計	%
開放している	3	41	44	14.0
1. 建物				
2. 敷地	9	37	46	14.7
1 + 2	4	50	54	17.2
開放していない	17	136	153	48.7
N A	1	16	17	5.4
合 計	34	280	314	100.0

おわりに

養護施設の現状は、以上述べてきた如くであり、戦後30年たった今、その姿は、大きな変貌をとげている。

敗戦直後の戦災や引揚孤児が多く収容されていた時期のように、施設設備も貧しく、職員の数も少なく、あらゆる面で児童達が恵まれぬ生活を余儀なくされていた時代と比べると、正に隔世の感がある。敗戦から30年、その間、社会、文化の変容は著しいものがあり、家族というものの存在も、大きく変わってきているわけである。

人々の福祉というものに対する認識の仕方も、慈善、あるいは与えられるものとしての福祉から、権利としての福祉に変わってきている。児童の養護における家庭の役割も変化し、家庭養護にのみ頼ることは、不可能な状態におかれている。つまり、従来の如く、家族、親類縁者のみに頼って子どもを養護することは、児童養育観の変化や旧家族制度そのものの崩壊とともに、社会の責任が強調される今日においては、ほとんど不可能になっている。その結果、養護に欠ける、という状態の内容も、以前考えられていたものとは違ったものになってしまっているのである。これらのことは、今回の調査結果をみても明らかであり、特に入所理由、退所状況などの変化に明瞭にあらわれている。

また、こうした児童を受入れる施設の側の条件にも大きな変化がみられ、以前の如き疑似家族的な施設養護というよりも、専門家による専門技術を生かしての養護に変わってきている。いわゆる専門性というものがさかんに強調され、昔のように経験や使命感にのみ頼り、自己犠牲的精神が強調されるような養護は、過去のものになりつつあるのである。

今回の調査は、あくまでも現在の施設養護の実態をさぐるための基礎調査的なものであり、今後、さらに今回の調査結果をもとに、より深く掘下げて、施設養護の実態を明らかにしていく予定である。なお、今回の調査は全養協の方々の努力におうところが極めて大きいことを付記し、感謝の意を表する次第である。また多忙の中を調査に協力してくださった養護施設の諸先生方に深甚なる謝意を表したい。